

会議録

会議の名称	社会教育委員の会議（7月定例会）会議録
開催日時	平成29年7月24日（月）14時00分から16時00分まで
開催場所	保谷庁舎3階 会議室
出席者	委員：岩崎委員、内田委員、川原委員、木下委員、攝賀委員、 沼本委員、長谷川委員、服部委員、原委員、原田委員、 矢野（真）委員、小林委員 事務局：岡本課長、神田係長、桂主事、奥住主事
議題	（1）正副議長の選出について （2）会議の運営について （3）社会教育委員の活動について （4）その他
配布資料	資料 1 西東京市社会教育委員設置条例 資料 2 西東京市社会教育委員会会議規則 資料 3-1 西東京市市民参加条例 資料 3-2 西東京市市民参加条例施行規則 資料 4 西東京市社会教育委員の会議傍聴要領 資料 5 西東京市社会教育委員についての参考資料 資料 6 西東京市社会教育委員の会議活動報告（平成28年7月～平成29年6月） 資料 7 西東京市社会教育委員の会議活動予定（平成29年4月～平成31年6月）案 資料 8 西東京市社会教育委員の会議提言等一覧 資料 9-1 平成28年度西東京市公民館事業実績報告書 資料 9-2 平成29年度西東京市公民館事業計画 資料 9-3 平成28年度西東京市図書館事業実績報告書 資料 9-4 平成29年度図書館事業計画
記録方法	☐ 全文記録 ☐ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☒ 会議内容の要点記録
会議内容	
◎教育長あいさつ ◎委嘱状及び任命書の交付 ◎委員自己紹介 ◎事務局職員紹介	

(1) 正副議長の選出について

- 事務局より、資料1「西東京市社会教育委員設置条例」、資料2「西東京市社会教育委員会会議規則」に沿って議長・副議長の選出について説明後、委員の互選により議長・副議長を選出する。

決 定 議 長 内田 日出子委員
副議長 木下 伸子委員

- 正副議長就任あいさつ

- 平成29年6月の定例会議の会議録について、承認する。

(2) 会議の運営について

- 事務局より、議事録及び傍聴要領について、資料3-1「西東京市市民参加条例」、資料3-2「西東京市市民参加条例施行規則」、資料4「西東京市社会教育委員の会議傍聴要領」をもとに説明。

○議 長：議事録と傍聴要領については、

- ・会議は公開とし、傍聴人数は5名とする。
- ・事務局で、会議録（案）を要点記録の形で作成し、会議で内容を確認し、承認されたものを情報公開用の正式な会議録とする。
- ・会議録の発言者は無記名とする。

とするが、よろしいか。

○全 員：了承する。

(3) 社会教育委員の活動について

- 事務局より、資料5「西東京市社会教育委員についての参考資料」、資料6「西東京市社会教育委員の会議活動報告（平成28年7月から平成29年6月）」、資料7「西東京市社会教育委員の会議活動予定（平成29年7月から平成31年6月）案」、資料8「西東京市社会教育委員の会議提言等一覧」に基づいて、社会教育委員の任務と今年度の活動予定について説明。

(4) その他

※公民館及び図書館の平成29年度事業計画等について

○議 長：本日は、公民館長、図書館長に出席いただき、本年度の社会教育事業について説明をいただくこととしている。では両館長より、それぞれ御説明をお願いする。

- 公民館長より、資料9-1「平成28年度西東京市公民館事業実績報告書」に沿って報告。資料9-2「平成29年度西東京市公民館事業計画」に沿って説明。

- 図書館長より、資料9-3「平成28年度西東京市図書館事業実績報告書」に沿って報

告。資料9-4「平成29年度図書館事業計画」に沿って説明。

○議長：質問や意見等はあるか。

○委員：公民館の職員体制はどのようになっているのか。

○公民館長：中央館含め各分館・分室には市民嘱託員の専門員を4名ずつ配置している。公民館で行う事業は専門員が立案及び実施をしている。管理・運営については、専門員の他に、中央館では6名、分館では分館長1名ずつ、分室では再任用2名が配置されている。

○委員：平成28年度の実績で、「個人の学習欲求を満たすもの」と「社会からの要請によるもの」とのバランスはどうなっているか。

○公民館長：公民館は社会教育（集団的学習）をする場であるため、生涯学習（個人の学習欲求を満たすもの）とは位置付けが異なる。したがって、公民館で実施される事業は、基本的に社会教育に位置づけられているものであり、事業内容も、社会教育関係に位置づけられている事業が7割から8割を占めている。ただし、今までに公民館を利用したことがない方に、今後公民館を利用していただくための導入として、生涯学習的な事業も実施する。市民企画事業は1年間を4つに区切り、市民（団体）からの申出をもらって実施している。公民館の利用については、社会教育法で規定されているとおり、自主学習の場として、会議室等を貸出している。会議室では主に市民の集団的学習が行われ、議論することで様々な問題の解決に取り組んでいる。工作室で美術的な活動をしたり、保谷駅前公民館の防音設備が整った部屋では、ドラムセット等が備品としてあり、音楽活動などを行っている。また、各館では、日頃から公民館で団体活動をしている団体が一堂に会し、活動成果の発表等の場を持ち、交流を図る機会もある。

○委員：公民館独自の事業評価について伺いたい。1次評価は公民館、2次評価は公民館運営審議会で行っているようだが、どのような仕組みなのか。

○公民館長：事業評価は、「学級・講座」「施設管理」「窓口業務」「長期的視点での人づくり」の全4項目に渡って評価を行っている。1次評価では、公民館で実施しているものを公民館が評価するという形なので、厳しい判断がなされているところもある。2次評価は、公民館運営審議会の中で判断されるので、1次評価とは異なる結果になる場合もある。

○委員：今後、公民館と図書館が放課後子供教室事業と協働する可能性はあるのか。

○公民館長：公民館では、子ども対象の事業は夏休み中心に実施している。社会教育課から話があれば、協働で実施することは可能である。

○図書館長：図書に関する催し物、おはなし会、司書の派遣等可能である。

○委員：地域の子どもへの支援を専門としない一般市民が、放課後子供教室事業等で子どもに関わろうとする際、最低限の知識がないと危険もあると思う。公民館等でも、ジュニアリーダーの育成など、子どもに関わろうとする方に向けた学習の機会を設けてもらえたら良いと思う。

○事務局：昨年度、放課後子供教室事業従事者を対象に研修会を行った。その際、研修の機会を増やしてほしいという声もいただいたので、今後、研修対象者の範囲も含め検討したいと思う。

○委員：実際に、公民館で研修や講座を受け、その後、放課後子供教室事業等へ従事

するという流れができています自治体もあるので、参考になると思う。

○議長：放課後子供教室事業の推進に向けては、社会教育課だけでなく、公民館や図書館との連携・協働も必要である。

○委員：公民館の市民企画事業は、外部から講師を招いた際の謝金補助を目的として始まったと思う。しかし、市民が学習成果を活かして講師をしたい場合、この事業は利用しづらい。このような市民もサポートしてもらえる制度があれば良いと思う。

○公民館長：市民企画事業は計画の段階から、市民も参加し進めている。意見をいただいたようなことは、需要と供給がうまく合致しないと難しいものである。準備会の席で、講師としての情報提供や講座内容について提案をいただければ、検討することは可能である。

○委員：地域には才能豊かな人材が揃っているが、積極的に情報提供をしないと周知されない場合が多い。より多くの方が地域のために活躍できるよう、公民館の中にシステムがあると良い。検討していただきたい。

○委員：最近の図書館では、目新しい事業があったり、図書館便りのデザインが変更されたりと変化がある。本日（7月24日）は、保谷こもれびホールにてブックフェスティバルを開催している。このような、子どもや未成年者対象の事業が継続的に企画・実施され、誰でもいつでも参加できるようなものが増えると思う。

○図書館長：いただいた御意見を活かせるよう検討します。

○議長：本日は、公民館長、図書館長に社会教育機関としての事業内容を伺うことができ、大変有意義な時間であった。

●両館長退席

○議長：本日は時間があまりなく、両館長にお尋ねしたいこと、また、意見など述べるができなかった方もいるかと思う。またこうした機会を設け、社会教育の充実に向けて議論できると良い。

○議長：以上で本日の社会教育委員の会議（7月定例会）は終了する。

※次回会議 8月21日（月）午後2時から